令和８年度　鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金　受給申請フロー

令和9年度に大学・短大・専門学校へ進学を希望する、鳥取県在住かつ県内の高等学校・高等専門学校に在学する生徒10名に、**1人10万円**の進学支援給付金を支給する制度です。

1 応募資格

県内に在住し、次年度に大学・短大・専門学校への
進学を希望しており、次の**ア～イ**のいずれかの要件に該当する
世帯に属している、成績が優秀な生徒。

ア　主たる生計維持者の市町村民税の所得割が
非課税世帯のひとり親家庭の高校生

イ　児童養護施設に措置または里親に
委託された高校生

2 申請者と申請書類

ア

申請者	市町村民税の所得割が非課税世帯の ひとり親家庭の保護者 又は 法定代理人
提出書類	申請書（様式第1号） 主たる生計維持者の課税証明書



イ

申請者	児童養護施設の施設長、里親
提出書類	申請書（様式第1号） 児童相談所長作成の世帯状況等調書 （様式第4号）



3 手続きフロー

STEP 1
申請者が書類を準備・提出



区分に応じた書類を
在学する学校へ提出

ア
- 申請書（様式第1号）
- 主たる生計維持者の課税証明書

イ
- 申請書（様式第1号）
- 児童相談所長作成の世帯状況等調書（様式第4号）

STEP 2
**高等学校長・
高等専修学校長へ提出**



申請者が提出した
上記書類すべてと、
推薦調書（様式第3号）を
高等学校長・高等専修学校長
へ進出

STEP 3
鳥取県社会福祉協議会



資金運営委員会を招集し選考

給付候補者を決定し通知

STEP 4
給付決定通知を受けた人



大学等に合格した後、
合格した大学等の
合格通知書、
給付金交付請求書
（様式第2号）を
鳥取県社会福祉協議会へ
送付

STEP 5
**鳥取県社会福祉協議会
が給付**



提出された合格通知書と
様式第２号を確認後、
給付します。

STEP 6
進学後に本人が提出



進学後、
- 進学した大学等の在学証明書
- ありがとうメッセージ

を鳥取県社会福祉協議会へ送付